

## 新潟家庭裁判所委員会(第10回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

### 第1 日程等

#### 1 日時

平成20年6月4日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

#### 2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

#### 3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

#### 4 傍聴者

新潟日報記者1人

### 第2 議事

#### 1 国民が利用しやすい庁舎とするための方策について(庁舎見学)

意見交換に先立ち、当事者待合室、調停室、児童室、正面入口、玄関ホール、身障者用トイレ、法廷、少年審判廷を見学した。

#### 2 国民が利用しやすい庁舎とするための方策について(意見交換)

(委員長)

この本庁庁舎は、平成元年に新築されたものです。庁舎を御覧いただいた感想はいかがでしょう。

(学識経験者委員F)

裁判をやる場所というイメージを強く持っていましたが、少年審判は少年に対するフォローをやる場所だという説明を受け、設備がよくできていると感心しました。利用者の数字が気になりますが、事件はどのくらいあつ

て、人の出入りがどのくらいか、データがあればお聞かせください。

(裁判所側出席者)

昨年は、家事審判事件が4000件強、家事調停事件が約800件、人事訴訟事件が70件弱、少年事件が1000件強ありました。

(委員長)

家事審判事件では、事件数くらいの人が入り出ていますし、家事調停事件では、当事者が少なくとも2人いますので、事件数の2倍の人が入り出ています。

利用しやすさという観点からは、いかがでしょうか。

(法曹委員K)

長岡支部では、1階に家事の調停室がありますが、待合室がなく、2階にある民事調停の狭い待合室と同じ待合室を使っています。支部の調停委員との懇談会や利用者アンケートを実施すれば、支部の状況や利用者の意見も分かるのではないかと思いますので、是非やっていただきたいと思います。

(委員長)

支部では、民事と家事とで曜日を決めて分けて使っていますが、庁舎の利用の仕方や部屋の振り分けで何かと不便が出てきます。できるだけ利用しやすい形にしたいのですが、建物としての制約もあり、簡単にいかないのが現状です。

(法曹委員K)

調停に出頭した親戚の人同士で話し合いになることがありますが、待合室では他の人に話の内容が分かっけてしまいます。弁護士が付いていれば、弁護士控室や空いている部屋を利用させてもらうこともできますが、弁護士が付いていないと、待合室で自分の秘密を話すこととなります。込み入った話をするには、別の部屋の提供を受けるのが理想的だと思います。例えば、弁論準備手続室など空いている部屋があれば、調停委員の方からそこで話をするができるよう手配してやるのも一つの方法かと思っています。ずっとその部屋を占領されると困りますが、空いている部屋を利用させてはいかがかと思っています。

(委員長)

込み入った話をしているかどうかは、裁判所には分かりませんが、積極的に部屋を手配することはなかなか難しいですね。

(学識経験者委員H)

相続人3人のうち、1人が申立人で2人が相手方でも、実際は3人が犬猿の仲ということもありますので、もう一つ部屋があるといいと思います。

(法曹委員K)

遺産分割事件でも、利害状況に応じて待合室を分ける必要があります。

(委員長)

遺産分割事件は、誰かが代表して申し立てると、その他の人は全て相手方になります。実際には2派か3派に分かれることが多いようです。待ち合わせの部屋には配慮する必要がありますね。

(法曹委員K)

当事者の一方が複数いると、待合室で話し合いになることがあります。当事者の多い遺産分割事件では特に工夫した方がいいですね。

(委員長)

調停室は、そのときは空いていても、他の事件での使用もあるので、使いにくいですね。暴力沙汰になりそうなら、他の階の部屋を利用する余地はあり得ます。

(法曹委員K)

新発田支部では、待合室の隣が調停室になっており、大きな声を出すと聞こえるのではないかと気になります。他の部屋の利用の関係もあって単純ではないと思いますが、工夫した方がいいと思います。

(学識経験者委員F)

議論の対象としている庁舎は、県内の全庁舎ですか。また、利用の改善については、施設の手直しをすることも考えているのですか。

(委員長)

まずは御覧いただいた本庁舎を対象としていますが、支部の状況を知っている方は支部についても御意見をお聞かせくださって結構です。利用の改善については、現状を前提にしてどう改善できるか、御意見をお聞かせいただき、具体的に取り組めるかを検討したいと思います。

御覧いただいたとおり、調停室は、昔は殺風景でしたが、今は絵を飾っています。また、庁によっては四方が壁になっている調停室もありますが、窓がないと息苦しく、裁判所としてもやりにくいと感じます。当庁の調停室には窓があり、明るいのはいいことだと思っています。

(学識経験者委員E)

「家裁の人」という漫画を読んだら、家裁は仲直りをするところだという記載がありました。そうであるなら、もう少し花があった方がいいのかなと思いました。絵は、心情が安定していないとなかなか心に届きません。

(学識経験者委員B)

病院の待合室や面会室は、家族を和ませ、結束させる場所ですが、裁判所の待合室は、お互いに会わないようにという逆の発想になっており、待っている人は萎縮したり緊張するのではないかと思います。癒しの場があるといいと思うのですが、待っている時間の過ごし方というのは、それぞれに任されているのですか。

(学識経験者委員H)

対立していると、相手と会いたくないという思いから息苦しくなり、過呼吸になる人もいます。ですから、調停室の中では安全であること、そこにいる限りは大丈夫だと思ってもらうことが大事です。待合室では、若い人のほとんどは携帯でメールをしています。精神的に緊張している人は、身内で味方になってくれる人が付いてきていると、ほっとするようです。また、待合室には漫画の本も置いてあります。調停室で深刻な話をしていたのに、待合室に戻って、どうして漫画が読めるのかなと思っていたのですが、待っている人は緊張して身の置き所がない、決して頭に入ってくるわけではないけれども漫画でも読んでいるしかない、という弁護士の話聞いて、裁判所も気を遣っているんだなと思いました。

(法曹委員K)

待合室では、緊張して、何をしたいかわからない人が多いです。弁護士が付いていても、待合室では深刻な話できませんし、他の人がいるので質問もできません。以前は、一般論について話をしていると、隣の人が話しかけてくることありましたが、今はそういう話にも加わってきません。自分

の悩みを抱えたまま待っているという人が多いです。

(学識経験者委員G)

待合室では長く待たされるのですか。

(法曹委員K)

順番に、申立人からは30分くらい、相手方からは1時間くらい話を聞くので、長くて1時間くらい待たされます。

(学識経験者委員F)

弁護士が付いているからと言って、部屋を用意してもらえないわけではないのですか。

(委員長)

当事者を平等に扱いますから、そういう訳にもいきません。

(学識経験者委員F)

BGMは良かったですね。選曲は難しいですが、人間は、音楽でずいぶん気持ちが違います。

(委員長)

平成元年にできた庁舎でBGMを流しているところは少ないと思います。

(法曹委員K)

一般論として音楽はいいかもしれないけれども、人様々です。悩んでいる人にとっては、音楽自体が耳障りのこともあります。

(学識経験者委員I)

近年は、DV法もできて、相談する人も随分変わってきています。当事者同士を会わせないようにしたり、出入りのチェック、通報システムなど、柔軟に対応し、どういう危険のレベルにあるのか職員が認識を共有し、安全に配慮することが大事だと思います。

庁舎を見学した感想ですが、椅子を向かい合わせにしていない待合室を見て、こういう配置もあるのかと思いました。玄関を入ってきたときに、ホールの横に受付の札がありますが、入ってきた人の視線は真っ直ぐなので、横にあると見逃す可能性があります。ただ、守衛の人がいるので、安心できます。BGMはいいと思いますが、発達障害の子の中には、音楽そのものが気になる子もいます。音楽についてはいろいろな考え方があると思います。

(法曹委員K)

家裁では、当事者同士を会わせるとつかみ合いになるほどの危険なレベルから、会わせてもいいレベルまで様々ですが、そのような情報は事前にどのように把握しているのですか。

(委員長)

申立書を提出するときに、会いたくないという話があれば、事情を聞いて会わせないように配慮しています。調停の当日になって、実は会いたくないという申し出があった場合にも、同席させないように配慮しています。

(学識経験者委員H)

当事者同士が絶対に顔を合わせないようにという配慮をして調停をすることもたくさんあります。当事者の安全を守らなければいけないので、できるだけのことは配慮しています。

(学識経験者委員A)

少年審判廷を初めて見ましたが、少年、保護者の座る椅子が長椅子になっていました。長椅子だとお白州のようで、緊張しますし、圧迫感があります。長椅子でなくてもいいのではないかと思います。

(委員長)

いろいろと貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。この他にも何かありましたら、いつでも裁判所にお申し出ください。

### 3 その他の話題事項

(委員長)

本日の委員会の話題事項については、委員の方からもいくつか御提案をいただいています。

まず、家庭裁判所と公的又は私的支援団体との効果的な協力の在り方について話し合ってはどうかとの御提案について、その趣旨説明をお願いします。

(学識経験者委員H)

調停は、裁判所や調停委員だけの問題ではなく、いろんな支援団体の協力がないと解決が難しくなっています。秘密を漏らすことはできませんが、警察や保健所、市役所の福祉部門、DV防止センター、民間シェルターなど

の協力をうまく得られれば、随分調停も充実するのではないのでしょうか。どうしたら具体的な連携ができるのかと思い、提案しました。

(委員長)

裁判所でも、連携の現状、将来どういう連携が考えられるか等について、次回の議題として検討してみたいと思います。

次に、利用者アンケートの実施と調停委員との懇談会の実施の御提案について、その趣旨説明をお願いします。

(法曹委員K)

家裁では、弁護士が付いている事件が少なく、当事者本人の声が届いてきません。支部の実情も分かりません。いくつかの裁判所では、利用者アンケートを実施して利用者の声を吸い上げる取り組みをしています。利用者アンケートを実施する中で、ソフト面での改善点が出てくると思うので、是非実施していただきたいと思い、提案しました。待合室で1時間も待つのはつらいものです。その間に、アンケートを利用して自分の思いを書くことができれば、それも落ち着く一つの方法にもなると思います。

また、このような正式な会議とは別に、いくつか懇談会を開いて、家裁の実情をとらえていってはどうかと思います。例えば、児童相談所の見学の機会を設けてもいいと思います。懇談会や見学会をやれば、委員同士親しくなって、議論が活発になるということもあります。

(委員長)

利用者アンケートは、裁判所としても検討したいと思います。なお、具体的には利用者に負担がかからないよう、用紙をA4判1枚としたり、裁判所の対応や手続の進め方、庁内設備の問題などをアンケート項目とすることが考えられますが、検討させていただきたいと思います。アンケート結果については、当委員会場でまた御意見を交換したいと思います。

懇談会についてですが、仮に調停委員を呼ぶ場合、調停委員の旅費日当という予算上の問題もありますので、その点の検討も要することになります。

(法曹委員K)

児童相談所の見学は、あまり知られていない役所でもあるので、実施してもいいのではないのでしょうか。

(委員長)

皆様のお時間が取れますでしょうか。

(学識経験者委員F)

集まることができる委員だけで実施してもいいのではないのでしょうか。

(委員長)

裁判所の方で児童相談所と打ち合わせて、実施について検討したいと思います。

### 第3 次回期日

平成20年11月18日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	持 本 健 司
学識経験者委員	稲 田 裕 之
同	長 部 夕 ミ
同	小 田 敏 三
同	加 藤 智 章
同	久保田 正 男
同	鶴 木 秀 司
同	外 山 迪 子
同	中 島 信 子
同	堀 井 愛 子
同	堀 内 敬 子
法曹委員	土 屋 俊 幸
同	廣 田 泰 士

(2) 欠席者

学識経験者委員	臼 杵 圭 一
法曹委員	中 島 泰 徳

2 委員以外の裁判所の出席者

裁判官	藤 田 壮
首席家庭裁判所調査官	原 茂 敏
家事首席書記官	波田野 明
少年首席書記官	水 品 良 一
事務局長	稲 垣 誠 一
事務局次長	本 間 信 幸
事務局会計課長	阿 部 久仁之